

簡校『歌仙傳』

——三十六人歌仙伝余考——

新藤協三

要旨 三十六歌仙の伝記の集成『三十六人歌仙伝』の異本については、かつて翻刻、紹介したことがあるが、その後管見した伝本を加えて、改めて本文を比較・検討して、旧稿の不備を補訂し、異本の原態の本文にも言及する。

一

三十六歌仙の伝記を集成した『三十六人歌仙伝』の本文には、群書類従所収本文を始めとする流布本系本文の外に、異本系本文も伝存することが確認され、異本本文についてはかつて拙稿で翻刻、紹介したが、⁽¹⁾その時点では、異本の伝本は松野陽一氏蔵本の一本のみであった。その後、同系本文の伝存が漸次知られるに伴って、松野本一本のみでは知り得なかった本文の誤謬・欠陥等についても補訂が可能になったので、旧稿の不備を補う意図をも含めて、管見した異本系本文をつき合わせて、校合を主とした本文批判を試みたいと思う。

結論的に言えば、管見諸本いずれも相互に本文的欠陥を有するため、諸本文をつき合わせて現出するところの校訂本文を以て、原初形態本文と想定せざるを得ない。それ故、対校の結果得られる校異本文について、可能な限りその是非を探ることにしたい。

二

最初に、管見した伝本を掲げる。

(1) 松野陽一氏蔵『歌仙傳』

「松野本」と呼称。略号〓松

(2) 宮内庁書陵部蔵（一五〇・六二二）『歌仙傳』

私に「書陵部A本」と呼称。略号＝A

(3)宮内庁書陵部蔵（二五四・七）『歌集襍抄』所収「歌仙傳」

私に「書陵部B本」と呼称。略号＝B

(4)高松宮家旧蔵（七・二二七・六）『歌集襍抄』所収「歌仙傳」

私に「高松宮甲本」と呼称。略号＝甲

(5)高松宮家旧蔵（七・二二七・七）『代々集』所収「歌仙傳」

私に「高松宮乙本」と呼称。略号＝乙

(6)陽明文庫蔵（二四三・一三三）『歌仙傳』

本文形態から異本文と判明するが、虫損が甚だしく、本文を精査し得ないので、対校本文から除外する。

以上の六本のうち披見に堪えない陽明文庫本を除き、松野本以下の五本を以て対校するが、底本文には(2)書陵部A本を採用する。私見によれば書陵部A本が相対的に良好な本文を有するからであるが、この点は、逐一掲出する具
体例から自ら肯われるであろう。

（諸本間で異なる部分を含む本文を、通し番号を付して掲出し、異同部分の右傍に「○」印を付す。底本＝書陵部A本に欠脱の場合には「※」印で示すことにし、異同部分の他本文の下に、その本文を持つ伝本名を略号で記す。掲出本文の下に、括弧を付して当該本文の所在部分を示す。）

1 如古今和歌集序者注先師柿下大夫（人麿）

○歌——ナシ（松）

2 被。天皇知食和歌趣歟（人麿）

○被——彼（松B甲乙）

3 式。乘竹帛傳（人麿）

○式——或（松B甲乙）

4 將傳之書写之誤歟（人麿）

○之——云（松B甲乙）

5 正二位条又以不審（人麿）

○不——ナシ（松）

6 天武天皇八年己卯五月庚辰朔甲申幸吉野宮若此時歟（人麿・傍注）

○傍注全文——ナシ（B甲）

○年——月（松乙）

7（持統天皇五年辛卯）四月辛吉野宮者未知行何日（人麿）

○辛——ナシ（松B甲乙）

8 延喜六年二月任越前權少掾（貫之）

○掾——將（松B甲乙）

9 御所所預（貫之・割注）

○所——書（松B甲乙）

10 山ふかみ雲るに見ゆる（躬恒・歌）

○ふ——た（松 B 甲乙）

11 延喜七年正月十三日任丹波權大目（躬恒）

○大——少（松 B 甲乙）

12 延長四年大井河行幸和哥番所（躬恒）

○番——署（松 B 甲乙）

13 ひはらもいまたくもらぬに（家持・歌）

○ぬに——ねは（松 B 甲乙）

14 神護景雲元年八月任大宰少貳（家持）

○八月——ナシ（松 B 甲乙）

15 至海部郡玉津嶋頓宮留十有餘日（赤人）

○日——月（B 甲）・月^{日歟}（松乙）

16 ※歸佛理以求報恩（遍昭）

○※——自（松 B 甲乙）

17 号曰良因朝臣取住所之名（素性）

○名——各（松 B 乙）

18 依惟喬親王詠集父之哥（友則）

○父——又（B）・又^{父歟}（松甲乙）

19 可謂友則父哥人歟（友則）

- 父——又(B)・又父殿(松甲乙)
- 20 生年仁寿弁衡比歟(友則)
- 弁——并(B甲)・并音殿(松乙)
- 21 假他名入彼集歟(猿丸)
- 名——各(B乙)
- 22 參議從四下右兵衛督(兼輔・系図傍注)
- 兵衛——衛門(松B甲乙)
- 23 (寛平) 十年正月任讃岐權掾(兼輔)
- 權——ナシ(松B甲乙)
- 24 (延木) 十五年※七日叙從五位下(兼輔)
- ※——正月(松B甲乙)
- 25 兼輔卿向彼舊宅見花詠哥(兼輔・割注)
- 向——ナシ(B甲乙)
- 26 いまゆくすゑは神そしるらん(朝忠・歌)
- は——を(松B甲乙)
- しる——まも(松)
- 27 (天曆) 八年正月任大宰大貳(朝忠)
- 宰——宮(B甲)

28昔は物はおもはさりけり(敦忠・歌)

○は——を(松B甲乙)

29延長六年正月十七日叙従五位上(敦忠)

○十——ナシ(松B甲乙)

30(延長)九年三月任左近衛少将(敦忠)

○年・月——月・日(松B甲乙)

31天徳二年正月十※昇殿(高光)

○※——九日(松B甲乙)

32藏人[○]勞。本官如故(公忠・割注)

○勞——以方(松B甲)・以方^{本マ}(乙)

33(延長)七年正月任右少弁(公忠)

○弁——年(B甲)

34大外記御船舩祢傳説勘文云(頼基)

○大——十(B甲)

35
兼忠* 能正*

兼信* 重之* (重之・系図)

○※——各割注ノ傍書アリ(松B甲乙)

(兼忠) 四位参木治部卿 母昭宣公女

(能正) 四位皇太后大夫

(兼信) 五位

(重之) 相模守 或云兼忠男

36 風をいたみいはうつなみのをのれのみ※(下句欠)

○※——くたけて物をおもふころ哉(下句有り)(松B甲乙)

37 (承平) 八年三月。任左衛門権少尉(信明)

○八年三月——ナシ(乙)・八年二月(B)

38 (天慶) 五年三月廿九日叙。従五位下(信明)

○叙——ナシ(乙)

39 ふけるの浦にゐるたつはなとか(清正・歌)

○は——の(松B甲乙)

40 永観元年卒(順)

○元——ナシ(乙)

41 康保三年正月廿七日任。丹波介(元真)

○任丹波介——ナシ(B甲)

42 ※そのなき名の立にけるかな(小大君・歌)

○※——よ(松B甲乙)

43 (天祿) 三年閏二月任※副(能宣)

○※——少大(松)

44 天徳二年正月卅日任撰津權大目(忠見)

○權——ナシ(乙)

45 兵下大輔篤行王三男(兼盛・割注)

○三——之(松B甲)

46 中務卿敦慶親王女(中務・割注)

○敦——教教イ(松B甲乙)

47 承保二年依左府仰(奥書・傍書)
書本云

○書本云——ナシ(松B)

48 盛方注出之(奥書・傍書)
齋院次官

○齋院次官——ナシ(B)

49 其時※盛方六位也(奥書・傍書)

○※——件(松B甲乙)

50 信國書写之(奥書・傍書)
平少納言

○平少納言——ナシ(松)

右に掲げた五〇箇所が、松A B甲乙の五本のいずれかが相互に異文となる本文異同箇所であるが、一瞥しても明らかのように、五本のうちでは書陵部A本が他四本と隔絶して、独り特異本文を有する場合が多く、他の四本では補訂し得ぬ欠陥本文を、書陵部A本で校訂し得る箇所も見当たるなど、その本文価値の貴重さを示顕するのである。即ち、本稿の底本に書陵部A本を採用した所以であるが、いま、書陵部A本本文が他四本よりも特異である点をも示す意図で、五本それぞれの独自異文数を掲出してみる。無味乾燥な数字の羅列になるが、多い順に掲げると（前掲本文の通し番号で示す）、

書陵部A本の独自異文（三二箇所）

2・3・4・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・18・19・20・22・23・24・26・28・29・30・31・32・35・36・39・42・46・49

松野本の独自異文（五箇所）

1・5・26・43・50

高松宮乙本の独自異文（四箇所）

37・38・40・44

書陵部B本の独自異文（二箇所）

37・48

以上の如くであり、高松宮甲本は独自異文を持たない。右掲の本文のうちには、脱文のために独自異文となる例、たとえば、書陵部A本に於ける16・24・31・36・42なども含まれるので、一概に独自異文の数値にのみ注目すべきではなく、その実質的本文の是非をも検討する必要がある。そこで、次には独自異文の主なものをも具体的に採り上げて、各伝本の本文の実態を探ってみることにする。

旧稿の段階では、前述のように松野本一本の伝存を知り得るに過ぎなかったため、翻刻、紹介に於いて、本文に不審な箇所があっても「(ママ)」とせざるを得なかったが、その後の四伝本の追加を以て、松野本本文の不審箇所のことには補訂可能になった。旧稿に於ける不審・不備を補うという意味からも、先ず松野本の独自異文から見てゆくことにする。松野本の誤謬・欠陥となるのは、1「如古今和(歌)集序者注……」、5「正二位条又以(不)審」の二箇所に於ける、それぞれ「歌」「不」の二字の脱落であり、他本によって容易に誤りを訂正することができる。一方、他四本に比して、松野本本文の方が優勢かと判断されるのは、次の一例である。

43 「(天禄)三年閏二月任^大少副」

大中臣能宣条の本文であるが、能宣の閲歴に関しては『三十六人歌仙伝』が最も信憑性に富むと言わざるを得ず、外部徴証を求めるわけにはゆかない。結局前後の本文から判断することになるが、当該部分の前後は、

應和二年九月轉權少副。安和元年十二月轉少副。天禄^{つとく}元年十月廿日叙從五位下三年閏二月任副。同年十一月補祭主

(底本文文)

の如くで、松野本以外の四本では「副」とのみあるので、「神祇少副」なのか「大副」なのか判然とせず曖昧であるが、権少副・少副と歴任して来たからには、「大副」となるべきが当然で、ここは松野本が正しい本文を伝えるものと考えられる。臆測を廻らせば、他四本は「任^大少副」の傍書「大」を見落した結果、「少」を見せ消チ抹消した処置

を反映するものでもあろうか。因みに、異本文を抄出、整備した流布本⁽²⁾には、「三年閏二月任大副」(類従本)とあって、松野本本文優勢の蓋然性を示唆する。

以上が松野本本文の特徴点のおおよそであるが、次に、底本とした書陵部A本の本文について、少しく詳細に眺めわたしておく。先にも少し触れたが、書陵部A本には本文欠脱のために独自異文となる箇所もまま見られるなど、本文的欠陥部分も少なくないので、初めに欠陥本文を概観しておきたい。

2 「被」天皇知食和歌趣歎

「被」字の部分、他四本は「彼」とあり、また、異本『三十六人歌仙伝』に依拠したと思われる『古今和歌集目録』⁽³⁾(類従本)のこの部分にも「彼」と載るので、本来「彼、天皇……」の本文を書き誤ったものと判断される。

3 「式」乘竹帛傳

他四本の「或」の方が文意が通じ易く、書陵部A本「式」では意味を成さないと思われるが、『古今和歌集目録』にも「式」とある点は疑問を残す。『古今和歌集目録』依拠の『歌仙伝』に既に「式」とあったことを示唆するのであろうか。

4 「将傳之書写之語歎」

他本の如く「将傳云」とあるべきところで、流布本も「云」と記すが、『古今和歌集目録』には「将轉々書寫之誤歎」と、書承の間の転訛と思しき本文を載せる。

9 「御所所預」

紀貫之条の、延喜六年二月に越前権少掾に任じた折の、それまでの身分を示す割注の文言であるが、「御書所」であるべきは言を俟たず、書陵部A本の非は明白である。

10 「山ふかみ雲るに見ゆる」

『古今和歌集』巻七、三五八番歌であるが、管見した古今集諸本に「山ふかみ」の本文は見出し得ず、また、この歌を採る藤原公任撰『三十六人撰』の伝本の今治市河野美術館蔵（二三一・七八九）本——外題は「四条重槐卅六人撰」とあり、後京極良経と慈鎮との寄合書との伝承を有する——、陽明文庫蔵（貴）近衛信尹筆本・書陵部蔵（五〇一・一九）冷泉為頼筆本——信尹本・為頼本は共に、為頼父為満所持の定家真筆本からの直接の転写本——、国文学研究資料館寄託（二二〇・一五七〇四）田安家本『三十六歌合』（田安七〇四）——信尹本・為頼本と同様に、祖本は定家筆本。但し定家本からの直接の転写本か否かは不明——、書陵部蔵（二五〇・六二五）「金玉集」——公任の秀歌撰『金玉和歌集』とは別書で、『三十六人撰』の一伝本。細川道賢の命で寛正二年に円雅が書写した旨の本奥書を有する——、群書類従本などもみな「山たかみ」の本文となるので、やはり書陵部A本の誤謬と考えられる。但し、「山深み」でも歌意は通るので、単なる誤写ではなく意改の可能性もあろうか。

12 「延長四年大井河行幸和歌番所」

文意からも他四本の「署所」の方が妥当で、流布本にも「署」字を所載するので、書陵部A本本文は誤写であろう。

13 「ひはらもいまたくもらぬに」

『万葉集』巻十、二三一四番歌であり、この歌はまた、公任撰『三十六人撰』を藤原俊成が改撰した『俊成三十六人歌合』所載歌でもあるが、現在知り得る俊成改撰本の諸本、即ち、書陵部蔵（二五〇・三二七）本、陽明文庫蔵（別置）近衛信尹筆本、高松宮家旧蔵（C四七〇）⁽⁴⁾本、大阪市立大学蔵（九一一・一八・S A N）本、杉谷寿郎氏蔵「歌仙」所収本、京都大学文学部蔵（Ea一）「歌撰集要」所収本、国文学研究資料館寄託（二二〇・一五―六七九）田安家本『三十六人歌合集』（田安六七九）の七本はいずれも「くもらねば」の本文となるので、書陵部A本の本文

を非とせねばならないが、先掲10「山ふかみ」と同様に、意改を想定すべきで、単なる誤写とは考え難い。

16 「□歸佛理以求報恩」

四本は底本の欠く「自」字を有し、流布本にも「自歸佛理……」とあるので、書陵部A本の誤脱と判断される。

20 「生年仁寿弁衡比歟」

正しくは「斉衡」とあるべきだが、他四本も「并衡」と記し、共に誤りとなる。このうち、松野本・高松宮乙本が「并^{斉歟}」と、傍注「斉歟」を持ち、僅かに疑問を覗かせる。

24 「延木」十五年「□七日叙従五位下」

書陵部A本の誤脱であることは一目瞭然であり、『公卿補任』の兼輔条（延喜廿一年）にも「正月七日」と記す。

29 「延長六年正月十七日叙従五位上」

他四本は「正月七日」と記し、『公卿補任』の敦忠条（天慶二年）と一致する。

31 「天徳二年正月十□昇殿」

他四本の如く「正月十九日」とあるべきで、書陵部A本は不備な本文であることは明白。

35 〈重之項ノ各割注ナシ〉

誤謬という性格の異同ではないが、系図に付される傍注が繁瑣にわたるので、或いは省略したことも考えられようか。

36 〈重之歌ノ下句欠脱〉

下句を欠脱する理由は判然としないが、書陵部A本の書写形態は一首一行書きが原則であり、当該歌についてはかなり大振りに書写するために、上句のみでは一行分にわたるので、著名な歌ゆえ下句を省略したかとも推測される。

42 「□そのなき名の立にけるかな」

他四本の本文に従えば「よそのなき名の」となるが、小大君のこの歌を収載する『三十六人撰』（公任撰）——俊成改撰本はこの歌は不載——の前掲六本とも「その夜なき名の」の本文であり、結局『歌仙傳』五本のいずれも正しい本文を伝えるものではない。

49 「其時□盛方六位也」

他四本の如く「件盛方」であろうとも、書陵部A本のように単に「盛方」であろうとも、意味上さしたる違いはなく、一概に誤脱とは認定し得ない性格の異同である。

右掲の一六例が、底本とした書陵部A本の欠陥本文、或いは疑問を残す異同箇所と思われる全てである。続いて、書陵部A本の方が他四本よりも優勢、良好な本文と認定し得るものを列挙し、説明を加えることとする。

四

6 「天武天皇八年己卯五月庚辰朔甲申幸吉野宮若此時歎」

人麿項の傍注の文言であるが、書陵部B本・高松宮甲本はこの全文を有さず、松野本・高松宮乙本は「天武天皇八月……」とする。書陵部A本が正しいことは一目で分かるが、『日本紀略』に徴しても、その点は確認し得る。

7 「持統天皇五年辛卯）四月辛吉野宮者未知行何日」

「四月辛吉野宮」の部分、他四本は「四月吉野宮」とのみ記すので、書陵部A本本文の方が良好と言い得る。但し、人麿項の別の部分で五本揃って「（持統四年）五月吉野宮」とする本文も見受けられるので、「辛」字が欠けるのを一

概に誤りとは断定し得ないであろう。

8 「延喜六年二月任越前權少掾」

松野本一本のみの段階では「權少將」の誤りを訂し得なかったが、書陵部A本によって正しい本文を知り得る。流布本にも「權少掾」と記される。

14 「神護景雲元年八月任大宰少貳」

他四本には「八月」の二字がないが、誤りとは言い得ない。書陵部A本の方がより厳密、詳細で良好な本文と認められる。因みに、『公卿補任』（家持条）には「神護景雲元年八月」と記載される。

15 「至海部郡玉津嶋頓宮留十有餘日」

「十有餘日」の「日」を書陵部B本・高松宮甲本は「月」とし、松野本・高松宮乙本は「月」と傍書に「日歟」を添え、疑問を呈する。「十有餘月」が誤りであることは言を俟つまいが、『続日本紀』も流布本も書陵部A本と一致する。

18 「依惟喬親王詔集父之哥」

「父」の字、書陵部B本は「又」、松野本・高松宮甲本・高松宮乙本の三本は「又」と、傍書「父歟」を付して不審を述べる。

19 「可謂友則父哥人歟」

前掲18と同様の本文異同を見せる部分で、前文と連携して、書陵部A本の本文が良好であるの言うまでもない。

22 「參議從四下右兵衛督」

兼輔項の系図の「兼茂」にかかわる傍注であるが、他四本は「右衛門督」とある。因みに、『公卿補任』には「延

喜十九九十三左兵衛督（兼茂条）とあり、「左・右」の相違はあるものの、書陵部A本本文は史実に近い記載である
ことを知る。

23 「寛平」十年正月任讚岐権掾

「権」字を欠く他四本に従えば「讚岐掾」となるが、『公卿補任』（兼輔条）には「讚岐権掾」とあり、書陵部A本
本文を補償する。

30 「延長」九年三月任左近衛少将

他四本は「九月三日」とするが、明らかに誤りである。なお、『公卿補任』の敦忠条（天慶二年）に「同（延長）
九三十三左近権少将」との記載があり、「権」字が加わる点が僅かに異なる。

32 「藏人勞本官如故」

公忠項の割注部分の本文であるが、「勞」字を松野本・書陵部B本・高松宮甲本の三本は「以方」とし、高松宮乙
本は「以方^{本ウマ}」との傍書を付す。旧稿の段階でも「以方」は「勞」の誤りではなからうかとの推測を持ったが、書陵
部A本によってその点を確かめ得た。

46 「中務卿敦慶親王女」

中務項の割注の文言で、「敦」字を他四本は「敦^{敦イ}」とするが、書陵部A本本文の方が妥当であることは言うまでも
ない。なお、他四本の異文注記「敦イ」——「イ」は異本を表わす「異」を片仮名書きしたのではなく、「他本」
の意の「他」を偏のみで略記したもの⁽⁵⁾——に注目すると、『歌仙傳』（異本）の本文系統に少なくとも二系統は存在し
ていたことを窺知せしめるが、或いは、「イ」系本文はこの書陵部A本系統本文を指すかと推測される。

以上に掲げた一二例のうちには、8・18・19・32・46などの如く、書陵部A本の本文によって史実の正しさを確認

し得るものがいくつも見られ、欠陥本文も有する反面で、他四本の誤謬を訂正することが可能な場合も多いので、底本としてふさわしいと判断した。

この外、書陵部A本の独自異文で、必ずしも誤りとは言えず、どちらの本文が良好なのか判断を下し得ぬ四例があるので、次にそれらについて説明を加える。

11 「延喜七年正月十三日任丹波権大目」

他四本は「権少目」とあって、細かい点ながら対立する。先掲43の能宣の場合と同様に、躬恒の経歴に関して最も信憑性の高い資料は、『三十六人歌仙伝』を措いて他になく、外部徴証に依拠する術もないので、⁽⁶⁾「権大目」・「権少目」のいずれが妥当か判断が着かない。なお、流布本の当該部分には「丹波権目」とのみ記され、対立異文の是非を推し測る資料たり得ない。

26 「いまゆくすゑは神そしるらん」

上句も含めると、『三十六人撰』諸本との間にかんがりの異同が見られるので、『歌仙傳』・『三十六人撰』それぞれ当該歌の全文を掲げると、先ず『歌仙傳』は、

万代のはしめとけふをいはひをきていまゆくすゑは神そしるらん (A)

万代のはしめとけふをいはひをきていまゆくすゑを神そしるらん (B甲乙)

万代のはしめとけふを 本ノマ、 祝をきていま行末を神やまもらん (松)

の如くであり、『三十六人撰』諸本は、

万代の始とけふをいのりをきていまゆくすゑは神そしらん (信尹本・為頼本・田安本・金玉集)

万代のはしめと今日をいのりをきていまゆくすゑもかみそかそへん (今治本)

万代のはしめと今日をいのりをきて今行末は神そかそへん（類従本）

となり、書陵部A本は、上句の「いはひ」と「いのり」の相違の外は、下句は陽明本（近衛信尹筆）・書陵部本（冷泉為頼筆）——いずれも定家筆本の忠実な臨模本——、田安本——祖本は定家筆本——、金玉集と一致する。当該歌に關してはいずれの伝本の本文を是とするか、決定的な根拠は見出し難いが、松野本が他本と隔絶して独り遠い本文となる。

28 「昔は物はおもはさりけり」

他四本は「物を」とあり、『三十六人撰』の諸本中では、陽明本・書陵部本・田安本・金玉集・今治本の五本が「ものも」、類従本は「ものを」であり、書陵部A本の「物は」の本文は他に見当たらず、独自異文となるが、いずれの本文でも歌意は通り、是非を決めかねる。

39 「ふけるの浦にゐるたつはなとか」

他四本も『三十六人撰』の前掲諸本も全て「たつの」の本文であり、書陵部A本は孤本文となるが、「たつは」「たづの」いずれでも歌意は通じる。

右に掲げた11・26・28・39の四例の場合は、必ずしも書陵部A本の本文を是とする根拠は見出し得ぬが、歌意は通じるので、非とすべき性格の本文ではない。かように、書陵部A本の本文は特異な場合でも、誤りとは言えぬものが多く、注目されるが、独自異文ではない本文、即ち、五本内で相互に複数の伝本が対立する異同箇所において、書陵部A本の本文が良好と判断される場合も見受けられるので、その点に言及しておこう。

17 「取住所之名」

松B乙の「取住所之各」では文意が通らないので、字形相似による誤写か。

21 「假他名入彼集歟」

B乙は「他各」で、前例と同様に字形が相似するための誤写であろう。

25 「兼輔卿向彼舊宅」

松Aの二本「向」字を有するが、「兼輔卿の彼の旧宅に向かふ」意であろうから、「向」字を具備する本文の方が良好と言えよう。

27 「正月任大宰大貳」

B甲の二本は「大宮大貳」と作るが、誤りである。

33 「正月任右少弁」

B甲の二本は「右少年」と記すが、17・21の例などと同様に、「弁」「年」相似するゆえの誤写であろう。

34 「大外記御船宿祢」

B甲の二本は「十外記」とあるが、誤りであることは明らか。

37 「(承平)八年三月任左衛門權少尉」

乙は「八年三月」の四文字を欠脱し、Bは「八年二月」に作る。「三月」と「二月」といづれが是か一概に判断がつかぬが、流布本には「八月三日」——「年・月」を「月・日」に誤ったと推測される——とある点を勘案すれば、「三月」が是かと思われる。

41 「正月廿七日任丹波介」

B甲の二本は「任丹波介」の四文字を脱し、不完全な記載となる。

45 「篤行王三男」

松B甲の三本は「篤行王之男」とあり、A乙の二本と対立する。写本に於ける「三」「之」の字体は極めて酷似し、殊に松野本に於いては殆ど区別がつけ難いほどである。字体酷似に起因する、一方から他方への転移であろうが、篤行王の息男の意なら、「篤行王男」の表記で事足りるであろうから、ここは「篤行王三男」を是とすべきで、書陵部A本・高松宮乙本の本文に拠るべきである。因みに、流布本には割注で「篤行王三男」と記される。

五

前章では、主に書陵部A本の本文について、独自異文、共通異文の質的吟味を行なったが、その結果、書陵部A本文は、いくつかの誤謬、欠陥本文を有するものの、他の四本では補訂し得ぬ誤謬や欠陥を補い得る場合も多く、『歌仙傳』（異本）の五本の伝本のうちでは、根幹に据える底本にふさわしいこと、及び、現存伝本を相互に校訂して得られるところの校訂本文に拠るべきこと、以上の二点を確認することができたが、『三十六人歌仙伝』自体の問題として、異本と流布本とで相違する記事内容について、逐一それらの是非を究明、検討してゆかねばならぬという課題が残されているように思う。

かつて旧稿で異本文の紹介を行ない、併せて、異本は流布本に先行する本文であることを論証したが、その時点で、流布本は異本の記事内容を抄出、簡略化することはあつても、内容に関しては忠実に継承するものと見做していた。ところが、詳細に検討してみると、流布本は異本の誤謬と思しき本文を訂し、微少ながら異本にない記事を探り込むなど、必ずしも無批判に異本文を踏襲していないことがわかり、そうした事実を敷衍して、流布本編者に六條家の顕昭（一一三〇頃～一二〇九以降）を擬定する可能性を提示するに至った。⁷

こうした段階に辿り着くと、更めて、管見した異本(六本——但し披見不可の一本を含む——)、流布本(二三本)それぞれの原態本文週及の必要性が痛感されるのであって、先ずは旧稿の補訂をも意図し、伝本数の少ない異本文の比較、校訂を目指した次第である。今後は流布本文の検討が課題として残るが、流布本に関しては、最も流布している群書類従所収本文が、実は、流布本系諸本の中では独り隔絶して遠くに位置し、必ずしも流布本の代表本文とは見做し得ない、との見通しが持たれるのであって、この点からも、流布本相互の比較、検討を通じた校訂作業が必要となつて来る。

本稿では異文の羅列に終始するが如き縷述を繰り返し、何らの論証をも為し得ぬ駄弁を弄し、また、底本とした書陵部A本の全文を掲げぬなど、まことに拙い論考を提示したが、一に旧稿の不備を補うことと、大幅な紙幅の増大を避けたいとの理由による。御批正を仰ぐ次第である。

注

- (1) 拙稿「異本三十六人歌仙伝——翻刻ならびに解説——」(国文学研究資料館紀要)第八号 昭和五十七年三月)
- (2) 拙稿「三十六人歌仙伝」考——作者ならびに成立年時——」(国語と国文学)昭和五十七年十月)
- (3) 拙稿「三十六人歌仙伝補考——古今和歌集目録との先行関係の再確認——」(国文学研究資料館紀要)第九号 昭和五十八年三月)
- (4) 国文学研究資料館紙焼写真番号による。
- (5) 高田信敬氏の御教示による。私見によれば、異本の意を表現する呼称は「ことほん」であり、鎌倉期の例を知り得るが、「イホン」の呼称は「日葡辞書」に載る由であるから——「日本国語大辞典」による——、「ことほん」「イホン」呼称の時代

的接点と、「イ本」表示を確認し得る年代とを、更に厳密に究明すべきである。

- (6) 書陵部藏(五〇一・四一四)『後陽成天皇百人一首抄』は孤本であるが、異本『歌仙傳』を典拠資料の一つに用いたと想定され、それには「丹波権大目」とある。異本『歌仙傳』本文に二系統が存したらしいことを考え併せると、後陽成抄は書陵部A本系本文に依拠したことを窺わせる。

- (7) 拙稿「流布本三十六人歌仙伝と顕昭」(『中古文学』第五十八号 平成八年十一月)